

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 22 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

個人番号カードを活用した医療費助成の開始による。

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年立川市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ……略…… (2) ひとり親家庭等 次の<u>いずれか</u>に該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。 ア～オ ……略…… (3)～(6) ……略…… (対象者) 第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号の<u>いずれか</u>に該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずるものであって規則で定めるものとする。 (1)及び(2) ……略…… 2 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、前項の規定にかかわらず、対象者とし<u>ない</u>。 (1)～(3) ……略…… (所得制限)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ……略…… (2) ひとり親家庭等 次の<u>一</u>に該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。 ア～オ ……略…… (3)～(6) ……略…… (対象者) 第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号の<u>一</u>に該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずるものであって規則で定めるものとする。 (1)及び(2) ……略…… 2 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、前項の規定にかかわらず、対象者と<u>し</u>ない。 (1)～(3) ……略…… (所得制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者としな
い。

(1)及び(2) ……略……

2及び3 ……略……

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、医療証に記載された事項と同一の内容を含む特定個人情報（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。）を確認することができるものに限る。）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 ……略……

(助成費の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1)～(4) ……略……

2 ……略……

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第4条 次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該所得のあった翌翌年の1月1日から1年間は対象者としな
い。

(1)及び(2) ……略……

2及び3 ……略……

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 ……略……

(助成費の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの一に該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1)～(4) ……略……

2 ……略……

